

平成28年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成28年3月16日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	福 祉 課 長 花 崎 善 一 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	庶 務 係 保 呂 田 光 恵 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算

議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第11号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

(産業厚生常任委員長)

議案第18号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 君塚和福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について

議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について

議案第26号 勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第32号 勝浦市の地方創生に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第33号 勝浦市の子ども達の教育に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第34号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算

議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第36号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第37号 勝浦市農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするに同意を求めることについて

議案第38号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第39号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第40号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第41号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第42号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第43号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第44号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第45号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第46号 勝浦市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 専決事項の指定について

発議案第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会サーフィン競技会場を千葉県勝浦市・御宿町で開催することを求める要望書について

第5 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

第6 報告

報告第1号 専決処分の報告について

開 議

平成28年3月16日（水） 午後1時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算、議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 丸 昭君登壇〕

○予算審査特別委員長（丸 昭君） おはようございます。ただいま議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月10日、11日及び14日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を

求め、その審査を終了いたしました。その結果、議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算、議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、賛成多数で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、法人市民税の約1,200万円の減についてただしたところ、法人市民税額は従前、国に納めた法人税額の12.3%だったものが、9.7%に減ったため、減収分については、地方交付税で措置されるとの答弁がありました。

また、歳出予算において、住民主導型まちづくりについて、その内容とプランニングディレクターのかかわりをただしたところ、地域の方々がまちづくりについて、地域を改めて見直して、どういうまちづくりができるか話し合うところから進めるもので、事業の採択に当たっては、プランニングディレクターの考えによるものが大きいとの答弁がありました。

カツオまつり開催事業について、従前は実行委員会が行っていたが、今回は、カツオ販売委託料になっているため、委託の内容等についてただしたところ、カツオの購入、箱詰め、販売、保管について一括で仲買人に委託したいとの答弁がありました。

また、雨天時の対応について配慮するよう意見がありました。

次に、教育予算について同じ規模の市町村と比較して少ない。特に図書購入費が少ない。また、学校におけるタブレット端末の導入についてただしたところ、子どもたちの教育に必要なものについては、図書を含め学校現場と相談しながら購入に努める。タブレット端末については、パソコンのリース終了に合わせ検討しているとの答弁がありました。

給食センターの民間委託についてただしたところ、28年度において検討し、29年度から調理のみを委託したいと考えているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、国庫負担の投入、市の財政出動なしでは、被保険者の税の軽減どころか現状を維持することも大変だと思うが、今後の見通しについてただしたところ、1人当たりの療養給付費が上昇しており、この傾向が続くと見通している中、医療費の抑制だけでは難しく、国庫負担の増額が求められており、全国市長会等において国庫負担の増額を要望しているとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、二次予防事業の実績と効果、28年度の事業についてただしたところ、二次予防事業は65歳以上で身体の機能が衰え介護のリスクが高くなった方を対象に、運動の指導を年6回、口腔器の指導は年5回、延べ50人が参加、参加者については、回復したとのアンケート結果が出ている。来年度以降は、介護予防事業の充実のため、総合的に検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、県内一料金が高いという状況の改善、市民の負担軽減のために、一般会計からの法定外繰り出しを行い、県の高料金対策補助金の活用が必要とただしたところ、現在の厳しい財政事情を勘案すると非常に難しいとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのとこ

ろ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長報告の議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算、議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍自公政権の3年間は、日本経済と国民の暮らしに何をもたらしたのでしょうか。

第1に、アベノミクスは大企業のもうけを増やせば、それが国民に滴り落ちて、経済全体がよくなるという典型的なトリクルダウン政策ですが、この3年間で大企業の利益は急増しましたが、国民の暮らしはよくなり、経済の好循環もつくれませんでした。アベノミクスの破綻は明らかです。

第2に、安倍内閣が2014年4月に強行した消費税8%への引き上げは、暮らしと経済に大打撃を与えました。安倍首相は、増税の悪影響は一時的なものであり、景気はすぐに回復すると見込んでいましたが、その見込みは全く外れてしまいました。

第3に、安倍内閣は、消費税増税は、社会保障のためと言いながら、実際には小泉内閣を上回る規模で社会保障予算の削減を続けました。その結果、格差と貧困が広がり、とりわけ女性と子どもの貧困が深刻になるとともに、下流老人、老後破産などの言葉が頻繁に飛び交う事態で、国民の間で将来に対する不安が広がっています。

このように、あらゆる面で安倍政権の行き詰まりと破綻が進行しています。勝浦市民の間でも、暮らし向きがよくなったと実感している方は皆無に近く、6割以上が苦しくなったと言っています。そして、市政への要望は、水道料金、ごみ袋代、国民健康保険、介護保険料などの負担の軽減を求める声が多く、多くの市民から寄せられています。

国民健康保険制度にはサラリーマンなどが加入する被用者保険と違い、事業主負担がありません。その上、非正規労働者や年金生活者など、低所得の加入者が増えています。それらの人を含めて、国民全員に公的に医療を保障するのが国保制度です。もともと国が財政責任を果たさなければ成り立たない制度です。ところが国は、国保への国庫負担割合を1984年の国保改定以来、給付費の60%以上から還元させてきました。これが保険税の高騰、滞納者の増加、国保財政の悪化、そしてまた保険税の高騰という悪循環を招いている要因です。

平成27年度より1,700億円の公費投入が始まりました。これを大幅に増額し、国庫負担割合をもとに戻させるとともに、一般会計からの法定外繰り入れを行って、税負担の軽減を図るべきです。県内でも6割から7割の市が一般会計からの法定外繰り入れを行っており、それが当たり前のこととなっています。これに保険や予防活動を加えて三拍子そろっての安定した国保運営が求められています。

水道料金は依然として県内一高い料金が市民に押しつけられ、毎年黒字経営になっています。

直ちに水道料金を引き下げ、市民に還元すべきです。また、県営水道との格差を是正する県の高料金対策補助金は、平成10年の45億円から大きく減少しているとはいえ、外房地域のほぼ全自治体で活用されており、あえて活用していないのは勝浦市と鴨川市の2市のみにすぎません。

国保と水道の両特別会計に一般会計からの法定外繰り入れを行っていないのは、勝浦市と鴨川市の2市だけです。これは余りにも特異なことではないでしょうか。勝浦市は財政が厳しい、もっと優先順位の高い事業があるためと言います。しかし、市民の苦難の軽減、国の悪政から市民を守る防波堤の役割を果たす。これ以上に優先順位の高いことはありません。勝浦市は市民に重い負担をかけ続けていることにあぐらをかいており、福祉の心が欠けていると言わざると得ません。

介護保険は軽度者を標的にした介護外しを強引に進めており、保険あって、介護なしの深刻な現実をますます悪化させようとしています。後期高齢者医療制度は年齢により受けられる医療を差別する制度であり、一日も早く廃止すべき制度です。

以上を指摘し、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。戸坂議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第27号ないし議案第31号の各会計について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど前段者からアベノミクスへの批判ということではいろいろお話がありましたが、兵に常勢なく、水に常形なし、政府の方針に異を唱えるだけでは何も生まれません。勝浦市として政府の方針に敏感に反応し、対応し、国や県の補助金を最大限に活用して、柔軟に対応していくことが必要だと思います。

最初に、議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。平成28年度当初予算は88億8,300万円で、前年度当初予算と比較すると11億5,900万円、15%の増額予算となっております。これは主にふるさと応援寄附金、それに係る経費等の増額に伴うものでありまして、これを除いた予算規模はほぼ前年度並みと考えます。

勝浦市の財政状況はいまだ厳しい状況にあります。ともすれば、緊縮財政ということで、厚みのない予算編成になりがちであります。勝浦市の新年度予算においては、単に予算を削減するだけでなく、さまざまな創意工夫が見られ、特に初年度となる勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略関係の経費の計上による新規事業の実施など、財政の柔軟性は確保されていると考えます。

また、予算の見直しという点においても、まず予算編成方針として重要度、緊急度、及び事業効果の高いものを選択するなどの方針のもと、予算編成をされており、人件費、扶助費、公債費などで必要と認められる予算削減がなされている一方で、先ほど申し上げました地方創生関連の事業として、若者等定住促進事業や、多子世帯保育所保育料助成事業、及びまちづくり活動推進事業の実施等に加え、新たに不妊治療助成金支給事業や、住宅リフォーム補助事業等が計上されており、これらの事業を確実に実施することにより、地域活性化が図られることを希望するところであります。

そのほか、市民が快適で安全な暮らしのための基盤整備として、社会資本整備総合交付金事業による道路整備等や、上野小学校校舎の大規模改修事業の実施に加え、農業振興の根幹とな

る圃場整備事業の事業採択に向けての事業計画地区の基礎調査に係る経費等も計上されているところであります。

また、引き続き各種イベントに係る運営費補助のほか、商工会や観光協会への補助等、これについても実績に基づく補助金等の削減がなされているところでありますが、商店街や地域の観光資源の有効勝浦市上を図るための政策についても評価するものであります。

このように、新年度の一般会計予算においては、財政の健全性を維持しつつも、新しい可能性にチャレンジする意欲的な予算となっており、今後、補正予算等でより一層のチャレンジ精神あふれる予算編成も期待しつつ、平成28年度予算の内容は、原案どおり賛意を表するところであります。

次に、議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。高齢化率が非常に高い本市の場合、医療費がほかの市町村と比較して高い水準にある状況や、保険税収入の減少が予想される昨今、さらに厳しい財政運営が求められております。このような状況において、国・県の支出金や各種交付金を有効に活用するとともに、国保の広域化に先駆けて実施された公費の拡大による財政支援等により、持続可能な医療制度の堅持のもと編成された本予算に賛意を表するものであります。

また、医療費の抑制に有効である特定健康診査等の受診率の向上や、さらなる保険給付の適正化に努めていただくよう要望いたします。

次に、議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。本予算は、勝浦市が徴収した保険料や、県負担金などによる繰入金の合計額を広域連合に納付する内容となっており、広域連合運営という現行体制において示された予算の計上や執行は各自治体の責任であり、原案のとおり賛意を表するところであります。

次に、議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。平成28年度介護保険料については、第1段階の低所得者の介護保険料が公費を投入して軽減が図られており、また急激な上昇を抑えるため、準備基金より被保険者の負担が軽減されております。また、要介護にならないための介護予防事業や認知症施策にも十分な予算措置が図られており、また、委員会の中でも今後一次予防、二次予防の統合も含めて、総合的な対策についても議論され、今後の前向きな予算編成が期待されることとあります。

以上の理由から、本予算は原案どおり賛意を表するところであります。

次に、議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。そもそも勝浦市の水道事業会計、始まりが昭和10年、水道の水を配水するのが昭和11年からということで、非常に歴史が古い事業体であります。当然その維持管理にも経費がかかることとあります。そうした中で類まれなる経営努力により黒字を維持しておるといったところがあります。そもそも特別会計は、独立採算が基本であります。

勝浦市の財政状況を鑑みますと、経常収支比率がここ数年90%台半ばから後半で推移をしております。したがって、一般会計から安易に繰り出しを行えば、一般会計予算の柔軟性が失われ、返って市民の福利厚生がうまくいなくなる。こうした可能性も考えられます。水道事業会計、国保会計、それぞれ独立採算でやっている以上、しっかりとその財政状況を見極めて判断することが必要であります。

以上、申し上げましたように、議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算ないし議案第31

号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算の5つの会計に係る予算に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（寺尾重雄君） 起立多数であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛

成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第11号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第15号 職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月8日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上11件の結果につきましては、お手元へ配付の委員会報告書のとおり、議案第21号を除く10件は、全員賛成で、議案第21号は、

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案第21号における市内中学校の統合について、北中学校を残した場合の検討など、議論が尽くされていないので、時期尚早との反対討論、また、平成24年から検討を初め、アンケートなど意見を参考に勝浦市学校再編検討委員会が協議・提言したもので生徒のためには、もっと早く統合すべきであったとの賛成討論がありましたことを申し添えます。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務常任委員長報告のうち、議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、条例から興津中学校と北中学校を削り、設置する中学校を勝浦中学校のみとするものです。学校統廃合をめぐるのは、1956年の通達と57年の手引で強引な統廃合が行われ、大問題になった経緯があります。日本共産党の山原健二郎衆議院議員の質問を受けて、1973年に新たな通達が出され、1つに、無理な学校統廃合禁止と住民合意、2つに、小規模校の存続・充実、3つに、学校の地域的維持の3原則が打ち出されました。日本共産党の畑野君枝議員が昨年3月27日の衆議院文部科学委員会で、この3原則を引き継いでいくのかとただすと、政府は1973年の通知の考え方を引き継いでいくと答弁しています。

住民の合意形成を図るため、この間、学校区ごとに意見交換会が重ねられてきました。興津中と北中では計4回開催され、特に北中での第4回意見交換会では賛否の意見が活発に交わされましたが、時間が遅くなっても収束せず、後日に5回目の開催をとの求めに対し、一方的に協議の終結が宣言され、散会とされました。

また、北中では、興津中との統合により、勝浦中と北中の2校を存続させる案が出され、最も活発な意見交換の場となりました。しかし、勝浦中と北中の2校を存続させた場合についての全面的な検討はなされず、3校から1校への統合しかないと言われ、勝浦中と北中のどちらがふさわしいかという議論に矮小化されてしまいました。結局、議論は活発なのに深まらず、平行線のままに終始しました。

問題は、第1に協議はいまだ途中であり、住民合意には至っていないこと、第2に、2校を存続させた場合の全面的な検討がなされていないこと、これは重大な手続の不備であり、条例改正を今議決することは時期尚早と言うほかありません。

今、必要なことは、協議の続行と、そこで勝浦中と北中の2校を存続させた場合を全面的に検討することです。なお、当事者である生徒・児童とその保護者全員を対象とするアンケートを実施することは、より望ましいことと考えます。これらに要する時間は、その気になれば、長くは要りません。6月ないし9月定例会までにできることではないでしょうか。

以上を申し上げ、本条例改正を可決することに対する反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。磯野議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 私は、議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、平成23年4月に勝浦市議会議員の選挙に立候補させていただいたときに、第1の政策提案として、学校の編成、これを市民の皆さんに訴えてまいりました。その後5回にわたってこの議場で一般質問を毎年行わせていただきまして、やっとこの議会で条例改正案が出されたわけでございます。

平成23年12月議会に、少子化に伴う小学校、中学校の編成について一般質問を行い、翌平成24年11月に勝浦市庁内検討委員会が立ち上がり、平成25年度には年次計画の策定と、興津中学校全保護者、そして北中学校全保護者、そして職員の皆様方にアンケートを実施していただいております。そして、平成26年8月に学校再編調査検討委員会が立ち上がりました。

平成25年7月にとったアンケートの内容は、小規模校のメリット、デメリットというアンケートでございました。その中で、「学習面での切磋琢磨する機会」という問いに対し、興津中学校、北中学校ともに70%近くの方が、これはデメリットであるという回答をされております。また、生活面では、「クラス替えなしによる人間関係」という問いに対し、興津中学校では80%、北中学校では77%の方がデメリットであると回答されております。また、PTA活動についても、両校とも90%以上の方が負担であると回答しております。

このようなアンケート結果を含め、学校再編調査検討委員会の委員の皆さんは真剣に議論をされてきたわけです。この委員のメンバーには4地区の区長会長、全小中学校のPTAの会長、市内校長会の会長、中学校の校長先生など、22名の方でこの議論をされてきました。地域の代表者、保護者の代表者が議論に議論を重ねた結果、提言書が教育委員会に提出されたものでございます。

私は、学校再編調査検討委員会から出された提言に沿って、平成29年4月に市内3校を1校に統合し、新たな勝浦中学校のスタートをしていただきたい。教育長も強くおっしゃっていただきました。この勝浦中学校統廃合は私の使命であると。それは全てこれからの子どもたちのためでございます。

学校という場所は、単に教科書の知恵や技術を修得する場所だけではありません。児童・生徒が集団の中でたくさんを知り、そして認め合い、協力し合い、切磋琢磨することがこの学校生活にとって成長していく場所であると思います。それには一定規模の児童・生徒の集団を確保することが必要なんです。

この勝浦市にも過去には市内3中学校合わせて1,000人以上の中学生がいた時代もございます。しかし、平成29年には315人、そして、その10年後となる平成39年には中学生が市内に221名になってしまうのです。10年後に、あのときに統合してくれてよかった、そう言ってもらえることを信じて、私はおります。市民の皆様が求めていることは、私はそういうことだと思います。長期にわたり、たくさんの方々の関係者の方々がこの件に関して検討協議を重ねてきたこと、一体誰のためなのか、私は全ては未来ある勝浦の子どもたちのためである、そう強く思います。

平成29年4月、新たな勝浦市立勝浦中学校が最高の環境でスタートできるよう期待し、私の

賛成討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第11号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第14号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第17号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第20号 勝浦市行政財産使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正

する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第23号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第18号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 君塚和福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について、議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について、議案第26号 勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第18号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 君塚和福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について、議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について、議案第26号 勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第24号につきまして、この条例改正は、生活支援訪問介護事業という事業を廃止する条例制定ですが、これに関しまして、どのような審議がなされたかお尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 委員会の中ではこの条例に関する質疑はございませんでした。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長報告のうち、議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

これは日常生活に支障を来している65歳以上で、かつ介護保険の要介護認定非該当の方へのホームヘルパーによる生活支援訪問介護事業を廃止しようとするものです。利用者が4名と少なくなり、いずれも要介護認定に該当する見込みとはいえ、制度の廃止は慎重の上にも慎重に取り扱うべきことです。折しも介護認定の要支援1、2の方々へのホームヘルパーとデイサービスの提供を昨年から来年4月までの間に市が行う総合事業に移行することが迫られているときです。総合事業の開始は来年4月1日からで、それに先立ち生活支援訪問介護事業を今年の4月1日で廃止というのは、制度の連続性をあえて1年間断ち切る最も乱暴なやり方を選ぶということではないでしょうか。ホームヘルパー確保に別の手だてを講じるなどして、制度の連続性を保つべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。松崎議員。

〔11番 松崎栄二君登壇〕

○11番（松崎栄二君） 議長よりお許しをいただきましたので、私は、議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、平成8年6月から、勝浦ホームヘルプサービス事業として実施していたところ、平成12年度に介護保険制度がスタートしたため、事業は廃止になりましたが、制度対象とならない方のニーズが多かったことから、経過措置的に新たに条例化し、社会福祉協議会に生活支援訪問介護業務として委託し、訪問介護サービスを実施したものであります。

この間、介護保険制度の理解や高齢化が進み、制度利用への移行などにより、現在、利用者数が少人数であることや、ヘルパーが退職するため、社会福祉協議会から業務を受託することが困難との申し出があることから、来年度の事業が実施できないものであります。

こうした利用実態などからも、事業廃止を余儀なくされたこと、また、現利用者についても十分な対応ができていることなどから、本条例を廃止することについて賛意を表するものであります。

以上を申し上げ、議案第24号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第18号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第19号 君塚和福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第26号 勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。
午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。保呂田副主査。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第32号 勝浦市の地方創生に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第33号 勝浦市の子ども達の教育に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、以上、2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第32号及び議案第33号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第32号 勝浦市の地方創生に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、申し上げます。

本案は、去る2月26日、勝浦市浜勝浦74番地、株式会社西川代表取締役齋藤政宏氏から、本市の地方創生の推進に役立てていただきたいと1億円が寄附されましたので、これを基金に積み立て、地方創生事業の資金として複数年にわたり活用していくため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第33号 勝浦市の子ども達の教育に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、去る3月14日、勝浦市墨名293番地の6、糸久八重子氏から、同居していた姉、故糸久和子の遺志により、勝浦市の子ども達の教育に役立てていただきたいと2,000万円が寄附されましたので、これを基金に積み立て、本市の子ども達への教育の資金として複数年にわたり活用していくため、本条例を制定しようとするものであります。

以上で、議案第32号及び議案第33号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。丸議員。

○12番（丸 昭君） 1点だけお聞きしておきますけども、過去のこういう基金の設置の場合、それぞれ寄附者の方々のお名前が冠として出てきたわけですが、今回、32号、33号、それぞれで寄附者の名前が出てこないわけですが、寄附者の方々の謙虚な思いが出ているのかな、でも、ほかに何か理由があればお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまおっしゃいましたように、寄附者の意思として、名前を出さないでくれというような意向もありましたので、こういう条例名になりました。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） それぞれの基金の目的が明示されているのかどうか、このタイトルに目的が明示されているのか。それぞれの寄附者から、おおむね地方創生と子ども達の教育に係る活用をしていただきたいという趣旨はわかるのですが、もっと具体的な寄附者の意向というのはないのでしょうか。そういった使用目的をどこかに明示する必要がないのかどうか、それを確認したいです。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。先ほど市長の答弁にもございましたように、寄附者の意向といたしまして、今回、地方創生がその議案の32号の分ということで、勝浦市の地方創生というか、まちづくりのために使っていただきたいと。私のほうでもそれらについて幅広い分野から、地方創生に向けて各種事業の実施の際に充当させていただきたいということと、また、教育のほうにも同じように、子ども達の教育のためにという寄附者の意向を設置の目的といたしまして、各条例に明示してあるところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 第1条にある設置というところに掲げられた表現は、これらの使い道を縛るものではないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号及び議案第33号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第33号、以上2件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第32号 勝浦市の地方創生に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第33号 勝浦市の子ども達の教育に係る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第34号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第34号 平成27年度一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であり、過日成立をいたしました「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を実施するために必要な経費等について措置をした国の補正予算を受け、新たに交付される「地方創生加速化交付金」を活用し、本市の認知度向上を図るため映像による広報活動を展開し、観光客誘致を図ることを目的としたシティプロモーション事業に係る経費を初め、低年金受給者の支援として行う年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業及びこの事業に係る事務経費、並びに社会保障・税番号制度事業に係る経費と公職選挙法改正に伴う選挙システム改修に係る経費を補正するものであります。

また、去る2月26日に勝浦市浜勝浦74番地、株式会社西川代表取締役齋藤政宏氏から、勝浦市の地方創生の推進のために役立てていただきたいと、寄附を受けた1億円と、3月14日に勝浦市墨名293番地の6、糸久八重子氏から同居していた姉、故糸久和子氏の遺志により、勝浦市の子ども達の教育のために役立てていただきたいと寄附を受けた2,000万円をそれぞれ新たに設置する基金へ積み立てるための補正であります。

これにより、歳入歳出予算におきましては、既定予算に2億6,614万2,000円を追加し、予算総額を89億4,604万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、財産管理費を主に1億468万4,000円を追加し、民生費におきましては、臨時福祉給付金給付事業費に1億145万8,000円を追加し、商工費におきましては、観光費に4,000万円を追加し、教育費におきましては、事務局費に2,000万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金1億4,916万円、寄附金1億2,000万円を追加計上し、県支出金301万8,000円を減額しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、国の補正予算による国庫支出金を受けて実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業ほか4件について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

以上で、議案第34号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ただいまの補正予算についてお聞きします。前段で基金条例2件成立しました。これを受けて補正が組まれているわけですが、8ページにそれぞれの寄附者の補正寄附金としてのせてあります。1億円と2,000万円、勝浦市の財政にとって非常に厳しい中で、このような寄附をいただくこと、非常に感謝したいと思います。また、これを有効に活用するのはこれからだと思いますが、ぜひともこれを有効に活用し、勝浦市の地方創生、並びに教育事業を展開していただければというふうに思います。

その中で、会計管理者である会計課長にお伺いをしておきたいんですが、現在、基金の状況等については、新年度予算の資料並びに平成26年度の決算を昨年行いましたけれども、そういう中に基金の運用状況等は細かく記されております。そういう中において、基金というのはもとのお金ということで、金利のいい時代は基金の自主運用とか、そういうものでいろいろやってきました。ただ、昨今の状況では、国のマイナス金利政策とか、一般の個人の貯金についてもほとんどゼロ点ゼロ%という状況の中において、基金の運用が非常に難しい。そして先般では君塚和さんの福祉基金も底をついたということで廃止になったわけですが、基金を運営する上で、会計管理者としてこれまでどのように対応してきているか、また、これから今の低金利時代をどのように基金を運用していくか、お考えがあればお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬会計課長。

○会計課長（岩瀬義博君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、日本銀行がマイナス金利政策の導入を決定して以降、市場では長期金利が一段と低下している状況でございます。金融商品の金利の目安となります長期金利がマイナスになったことで、住宅ローンなどの世の中の金利がさらに低下し、個人や企業がお金を借りやすくなった一方で、基金を運用する環境がより厳しくなったと言えます。そのため、基金を運用する立場といたしましては、基金は市民からお預かりいたしました貴重な財産でございますので、基金の設置目的を達成するために、今後とも運用に当たりましては、金融経済情勢の動向に注視するとともに、運用方法、運用先、運用期間等に関しまして、基金の所管課や財政当局と十分協議をいたしまして、安全性を第一に、確実かつ効率的な方法で運用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） ありがとうございます。基金は、今課長が言われたとおり、一つの財産という形の運用になると思います。この寄附者の目的、これが十分に達成されるようにして、また基金ですので、このもとのお金ということになりますけど、これを取り崩しながらも運用しなければいけないということにもなろうかと思います。ぜひともその辺は十分検討して、少なくとも金利のいいものを見つけるなり、国債が今余りよくないみたいですけど、そういう定期預金とか長期的な預金ばかりではなくて、確実であり、かつ金利のいいもの等を探し出すことも必要だと思います。その辺を十分考慮した上でよろしくお願いします。答弁は結構です。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは1点だけ、12ページの商工費の観光費、シティプロモーション事業についてであります。業務委託料として4,000万円ということで計上がされております。2点ありますので、まずシティプロモーション等業務委託料であります。着地型観光商品の開発とありますので、どのような商品を想定しているのかということが1点、あと、制作した4K映像を活用してとありますが、この4K映像をどのように活用していくのかということをお伺いします。

また、映像制作業務委託料として2,000万円が計上されておりますが、4K映像、いわゆるHD画像以上の現在考えられる最高画質の映像ということで、素晴らしいと思います。ただ、2,000万円と高額ですので、業者がどのような映像をつくるのか、つまり何分ぐらいの映像を何個程度つくるのか、現在わかっている範囲でお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。ただいまの着地型商品の開発等ということでの質問でございますが、まず着地型につきましては、勝浦市には結構景勝地等多くございます。ただ、その景勝地というのは、点でありまして、今後そういったところを要はつなげて、一つのルートとして、物語をつくったルートを作成し、周遊してもらうような、そんなようなことを考えております。例えば、今はやっております恋人の聖地、植村記念公園だとか、理想郷だとか、八幡岬公園だとか、そういった景勝地を何か物語をつくって、恋人達に回ってもらうとか、そんなようなことも含めた周遊づくり、行ってみたいような、また行きたいような、そんなようなことを考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。4K映像の活用についてお答えいたします。活用につきましては、企業へのコンテンツ活用ということで、基本的に一般的な空港での映像の流しだとか、電気量販店関係で、よくテレビで映像を流されておりますけれども、そういうところで流していただくとか、あと、4Kの映像を動画から静止画、いわゆる紙ベースのポスター等にトリミングいたしまして、それをポスター活用するとか、そういうことの活用について考えております。

あと、ビデオの作成につきましては、1年間を通した画像を勝浦市の景観ですとか、そのようなものを中心に撮影していきたいと考えておりますが、まず、なるべく長い60分ものですか、いろいろな分野に分けた映像、観光部門ですとか、あとは一般的な朝市の景観ですとか、そういうものをいろいろつくっていければと思います。ですので、1時間物ですとか、あと簡単に勝浦市を短い時間で紹介できるダイジェスト版的な、そういうものを考えているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） まず、着地型観光商品についてはよくわかりました。物語性のある商品開発ということでぜひお願いしたいと思います。ご答弁は結構です。

4K映像についてであります。ちょっと心配しておったのが、4K映像というのは再生できる環境がまだまだ限られている部分があります。一般家庭ではなかなか再生が厳しい部分がありますので、先ほどのご答弁で、企業のコンテンツ活躍、あるいは空港で流すといったご答弁でしたので、これについては大変素晴らしいと思います。ご答弁は結構です。

映像制作についてお伺いいたします。先ほど1年を通したものの、あるいはダイジェスト版ということでお答えいただきましたが、かなり高額な制作費になりますので、それなりのクオリティーの高いものをぜひともつくっていただきたい。委託ということでありますけれども、ぜひともこの辺は市内の魅力ある場所、人、物をしっかりと撮っていただくように、委託に関してもかなり厳しくといいますか、魅力がしっかり業者が捉えていただけるようなものにしていただきたいと思います。

そこで、質問ですが、委託先というのは、どのようなところを考えておられるのか、例えば映像制作会社というところに頼むのか、映画の制作会社でもいいのかなと思いますけれども、現在、想定している委託先についてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。現在考えておりますのは、映像企画会社でございます。あと、大手の印刷会社でもそのようなことをやっておりますので、そのようなことも考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） よくわかりました。せっかくすばらしい映像をつくるのであれば、観光誘致だけではなくて、企業誘致、あるいは定住促進にも活用をぜひともお願いしたいと思いますけれども、この点について、この作成した映像をここにのっているシティプロモーション以外の企業誘致あるいは定住促進にも活用したいという点について、お考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。観光プロモーション関係だけではなくて、おっしゃられております企業誘致関係でも活用ができれば活用したいと思いますし、定住促進関係につきましても、そのような映像をつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第36号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、以上、2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第35号及び議案第36号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、申し上げます。

本案は、3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会の委員に狩野正勝氏を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

狩野正勝氏の経歴を申し上げますと、昭和38年3月千葉県立安房高等学校を卒業後、同年4月千葉県庁に就職、平成17年3月千葉県庁を退職するまでの間、夷隅支庁税務課を初め、千葉県自然保護課長、千葉県安房支庁副支庁長、及び南房総県民センター安房事務所長などを歴任され、平成19年1月から固定資産評価審査委員会の委員として、現在に至っております。

次に、議案第36号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員、小柴章夫氏が、3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに小林洋一氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

小林洋一氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月千葉県立一宮商業高等学校を卒業後、昭和42年1月土地家屋調査士関史郎事務所に就職、昭和44年2月に小林洋一土地家屋調査士事務所を開業し、公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副会長等を歴任され、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意下さいますようお願い申し上げ、議案第35号及び議案第36号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号及び議案第36号、以上、2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号及び議案第36号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第36号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第37号 勝浦市農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第37号 勝浦市農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により委員になろうとする者の募集を行ったところ、同法第8条第5項に規定する市が認定した「認定農業者等」の数が農業委員会の委員の定数9人の過半数に達しなかったことに伴い、「認定農業者等」及び認定農業者であった者のほか、人・農地プランの中心的な担い手や指導農業士などの「認定農業者等に準ずる者」で、委員の過半数を占めるようにするため、同法施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

以上で、議案第37号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 提案理由をもう一度確認したいんですけども、これは認定農業者で過半数を占めることができない場合に準ずる方々を含めて過半数であればよいというような意味合いで説明いただいたかと思うんですけども、その点の確認と。いま一つ、農業者以外の方をどこまで選べるかということについての規定がないんですけども、そのことについては、過半数を超えなければ選べるということになってしまいかねないんですが、その点、どういう選任の基

準があるか、伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。まず認定農業者の関係でございますけども、農業委員の定数が9名でございます。それに伴いまして、応募された方が認定農業者4名ということで、過半数に達しない状況でございます。そのことから認定農業者に準ずる者ということで、市長のご説明でもありましたように、認定農業者であった者とか、人・農地プランの中で、担い手として位置づけられている方、こういった者を含めて、過半数を超えるようにするものでございます。

また、農業者以外ということでございますけども、こちら12月定例市議会でもたしかご質問あったと思いますけども、中立的な立場の方、この人を1名以上入れるとされております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 農業者以外の方を1名以上ということなんですけども、今回の具体的なお一人お一人の同意の審議がありますけど、全体を通じてどういうふうに出考されているのかという今回の特徴を、農業者及び農業者以外の中立的立場の方を含めたどういう構成になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。今回の特徴ということでございますけども、次に提案されております。その中で認定農業者は4名となっております。その他の農業者、認定農業以外の農業者という方が4名、また利害関係を有しない方が1名、こういった形で今回提案されているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） もう一点、前任者と、新しく農業委員になられる新任の方という、その構成の比率はどうなっているのでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。継続される方が2名、新規が7名です。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第37号 勝浦市農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第38号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第39号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第40号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第41号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第42号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第43号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第44号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第45号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議案第46号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第38号から議案第46号までの勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を一括して申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、従来、選挙等により選出していた農業委員会委員について、改正後の同法第8条第1項の規定により、議会の同意を得て委員を任命しようとするものであります。

初めに、議案第38号、浅野香太郎氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月に県立夷隅高校を卒業後、同年4月から郵便局に奉職の傍ら、神奈川大学第二法学部に就学され昭和46年3月に卒業されました。平成21年3月に天津郵便局長で退職され、現在は水稻40アールの農業に従事されております。

次に、議案第39号、吉野茂子氏の経歴を申し上げますと、昭和51年3月に鯉渕学園大学を卒業後、同年4月から昭和57年3月まで宮崎県の延岡市酪農組合の勤務を経て、昭和57年4月から現住所にて農業に従事され、平成22年6月に認定農業者となっております。経営規模は、水稻を専門に23ヘクタールであり、大規模経営として、また女性農業者としての第一人者であります。

次に、議案第40号、高旨粧一氏の経歴を申し上げますと、昭和42年3月に県立茂原農業高校を卒業後、同年8月から勝浦農業協同組合に勤務し、昭和50年2月の夷隅中央農業協同組合への合併を経て、平成16年3月に退職され、同年4月から同農協の常務理事に就任し、平成22年3月に退任されました。地域では、平成27年12月に、人と農地の問題を解決するための未来の設計図である市野川地区人・農地プラン中心経営体となり、現在は水稻2ヘクタールの農業に

従事されております。

次に、議案第41号、藤江義博氏の経歴について申し上げますと、昭和43年3月に県立茂原農業高校を卒業後、民間勤務を経て昭和47年8月から勝浦消防署に勤務され、平成2年の夷隅郡市広域消防本部の発足を経て、平成22年3月に退職されました。平成24年11月に農業委員に就任し現在に至るとともに、平成26年2月に杉戸地区人・農地プランの中心経営体に、また平成27年3月には認定農業者となっております。現在は水稻4ヘクタール、露地野菜等の畑作13アールの農業に従事されております。

次に、議案第42号、数金清美氏の経歴を申し上げますと、昭和40年3月に県立安房農業高校を卒業後、農業に従事。昭和46年11月から勝浦消防署に勤務され、平成2年の夷隅郡市広域消防本部の発足を経て、平成19年3月に退職されました。平成19年7月に勝浦市土地改良区理事に就任し現在に至るとともに、平成24年11月に農業委員に就任し現在に至っております。平成27年3月には認定農業者となり、現在は水稻4ヘクタール、施設花卉としてスプレーストック1アールの農業に従事されております。

次に、議案第43号、谷敏夫氏の経歴を申し上げますと、昭和49年3月に二松学舎大学を卒業後、同年4月から公立学校教員となり、平成7年4月から教頭、平成15年4月からは校長として学校運営を行い、平成23年3月に退職されました。地域では、平成25年に立ち上げた大楠地区土地改良の事務局長を務めております。現在は水稻50アールの経営を営む家族従事者となっております。

次に、議案第44号、佐藤衛氏の経歴を申し上げますと、昭和56年3月に県立茂原農業高校専攻科を卒業後、農業に従事されております。平成7年12月には認定農業者に、また平成27年3月には関谷地区人・農地プランの中心経営体となり、経営規模は水稻1.5ヘクタール、露地野菜や施設野菜の栽培90アールであり、若手農業者として活躍されております。

次に、議案第45号、滝口裕都氏の経歴を申し上げますと、平成8年3月に敬愛大学を卒業後、民間勤務を経て、平成13年2月から家業であり梱包資材販売を行っている有限会社タキグチに勤務され、平成15年8月に同社の代表取締役役に就任し、現在に至ります。平成26年5月から、ONE勝浦企業組合の理事として活躍中であり、平成27年1月から1年間、一般社団法人勝浦いすみ青年会議所の理事長を務めました。農業経験はありません。

最後に、議案第46号、末吉光氏の経歴を申し上げますと、昭和42年3月に県立大多喜高校を卒業後、農林業に従事しております。平成18年11月から平成24年11月まで2期にわたり農業委員を務め、平成23年7月からは勝浦市土地改良区の監事に就任し現在に至るとともに、平成25年3月からはいすみ農業協同組合の理事に就任し現在に至っております。地域では、平成26年2月に杉戸地区人・農地プランの中心経営体となっております。経営規模は、水稻4ヘクタールのほか、林業も行っております。

以上、9人の人格と見識は、農業委員会の委員として適任であると考えます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、議案第38号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 前任の農業委員の方が9人中お2人ということなんですけども、これまでの

蓄積、経験がお2人だけということで、継承がされるのかどうか、ちょっと心配というか懸念があると思うんですが、これはなぜお2人になってしまったのかというか、今までの前任者の方々と引き続きというご意向の方がいらっしやらなかったのか、推薦がされなかったのか、その辺のいきさつも含めて、ご説明いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。推薦応募された方が、現在の農業委員ですが、結果として2名の農業委員ということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号ないし議案第46号、以上9件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号ないし議案第46号、以上9件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第38号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第39号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第40号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は、これに同意することに決しま

した。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第41号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第42号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第42号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第43号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第43号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第44号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第44号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第45号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第45号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第46号 勝浦市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第46号は、これに同意することに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後零時01分 休憩

午後1時00分 開議

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。保呂田副主査。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年6月30日で人権擁護委員小澤一之氏の任期が満了することに伴い、千葉地方方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、小澤一之氏を委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

小澤一之氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月千葉県立長狭高等学校卒業後、昭和41年4月から千葉県庁に就職し、平成20年3月に退職するまでの間、環境生活部一般廃棄物課長を

初め、商工労働部副参事、南房総県民センター安房事務所長、医療技術大学校長等を歴任されました。

また、退職後は千葉県共同募金会常務理事、財団法人千葉県勝浦海中公園センター常任理事兼所長等を務められ、平成25年7月から人権擁護委員として現在に至っております。

その人格識見は高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、発議案を上程いたします。発議案第1号 専決事項の指定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。保呂田副主査。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。末吉定夫議員。

〔10番 末吉定夫君登壇〕

○10番（末吉定夫君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 専決事項の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による市長が専決処分できる事項につき、市長から議長に対して改正の協議の依頼があり、全員説明会を経て、議会運営委員会において協議検討し、提出したものであります。

内容につきましては、市長の専決事項の指定につき、現状、「交通事故に伴う1件100万円以下に係る損害賠償額の決定及び和解に関すること。」のみになっているところでありますが、第

1 項 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が 1 件100万円以下のものに関する事。第2 項 市が当事者である和解又は調停で、その目的の価額が 1 件100万円以下のものに関する事。第3 項 市が提起する訴えで、その目的の価額が 1 件100万円以下のものに関する事。に全部改正しようとするものであります。

この3つの事項につきまして、損害賠償等への早期対応、機動的な訴訟手続きに資するため、また、県内各市の状況を踏まえ、市長の専決事項に指定しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき可決あらんことをお願い申し上げ、発議案第1号の提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第1号 専決事項の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会サーフィン競技会場を千葉県勝浦市・御宿町で開催することを求める要望書についてを議題いたします。職員に発議案を朗読させます。保呂田副主査。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。土屋元議員。

〔14番 土屋 元君登壇〕

○14番（土屋 元君） 議長よりご使命いただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会サーフィン競技会場を千葉県勝浦市・

御宿町で開催することを求める要望書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの追加種目候補となっているサーフィン競技について、既に平成27年11月に千葉県外房地域16市町村連名で、本地域での開催を求める要望書が千葉県知事に提出されているところですが、過去に数多くの世界大会が行われ、宿泊施設なども充実している勝浦市及び御宿町で開催することで、世界各地から多くの人を訪れ、国際交流や観光振興など、本市の地域活性化に向けてさまざまな取り組みが期待できることから、両市町での開催を求め、地方自治法第99条の規定により、全議員一致して意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会サーフィン競技会場を千葉県勝浦市・御宿町で開催することを求める要望書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（寺尾重雄君） 日程第5、勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙であります。

まず、勝浦市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、従前の例より、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

それでは、勝浦市選挙管理委員に、部原67番地、江澤始一君、興津2580番地、関川彰君、上植野1254番地、中村了君、市野川707番地、千葉藤博君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました江澤始一君、関川彰君、中村了君、千葉藤博君を勝浦市選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました江澤始一君、関川彰君、中村了君、千葉藤博君が勝浦市選挙管理委員に当選されました。

次に、勝浦市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

それでは、勝浦市選挙管理委員補充員に、大楠301番地、佐藤千明君、鶴原141番地3、中村修一君、赤羽根70番地、浅野香太郎君、新官1002番地の110、守澤孝彦君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤千明君、中村修一君、浅野香太郎君、守澤孝彦君を勝浦市選挙管理委員補充員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤千明君、中村修一君、浅野香太郎君、守澤孝彦君が勝浦市選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました勝浦市選挙管理委員補充員の補充順位は、佐藤千明君、中村修一君、浅野香太郎君、守澤孝彦君の順にしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、補充順位は、佐藤千明君、中村修一君、浅野香太郎君、守澤孝彦君の順と決しました。

報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第6、報告であります。報告第1号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る2月10日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時21分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第46号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第2号の総括審議
1. 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙
1. 報告第1号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員